

令和6年3月22日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

総務常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について2月29日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第3号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 1人当たり約30万円から40万円が、年間の勤勉手当として支給される。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第4号議案 古賀市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 古賀市職員の定年等に関する条例の改正については、役職定年の例外規定を新たに設けるもので、国は、特殊な資格を持っている方や大規模なプロジェクト的な事業を実施する場合などを例示している。
2. 現時点で具体的な役職の提示は難しいが、国の例示を参考に、その都度、社会情勢の変化等を踏まえて判断する。
3. 原則的な役職定年や古賀市職員の定年等に関する条例の制度の趣旨等を踏まえ、慎重に判断した上で、限定的に例外規定による人事配置をしていく。
4. 役職定年を迎えずに、60歳以降も役職が続くことにより組織が停滞しないよう原則的には、制度の中で、組織の新陳代謝も図るべき内容と踏まえている。
5. 市も年齢別の構成がいびつになっているため採用や雇用時に年齢構成等を考慮し適切な人事配置を行っていくなど、中長期的な観点から制度運用を図っていく。

【意見】

(反対意見)

- ・職務と責任に特殊性があること、または欠員の補充が困難であるということなどについて、明確な基準が存在せず、任命権者が恣意的に決定できるという状況は制度上極めて不相当であり、組織運営においても、組織が停滞、もしくは崩壊する可能性があることから反対。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第5号議案 古賀市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、入居者の資格についての規定を整備するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第24号議案 財産の取得について

本案は、古賀市情報系仮想基盤の更新に伴い、公募型プロポーザル方式により取得の相手方を定めたので、その者から取得するに当たり、市議会の議決を求めるもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 現在古賀市では、自前で持っているサーバーと、外部に持っているサーバーがあり、クラウド化は順次進めているが、なかなか外部に移行できないものもある。
2. 基幹系については、ガバメントクラウドという形で外部化するので、今後はそのようになっていく。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。